第八十条及び第八十一条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十一条の二及び第八十一条の三を削る。

第八十二条第一項中「社会保険庁長官又は社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十四条及び第八十五条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十六条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十七条第二項中「若しくは船員保険法施行規則第二章第五節若しくは第八節」を削り、同条第三項中「社会保険庁長官又は社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条第六項及び第七項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十八条第一項中「する者」の下に「（以下この条において「請求者」という。）」を加え、「厚生年金保険料還付請求書（様式第三十号の二）をその者又は被相続人が第四種被保険者の資格を喪失した際における住所地を管轄する地方社会保険事務局又は社会保険事務所の年金特別会計分任資金前渡官吏」を「次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構」に改め、同条に次の各号を加える。

一　請求者の氏名（請求者が第四種被保険者であつた者の相続人である場合にあつては、請求者の氏名及び請求者と死亡した第四種被保険者であつた者との身分関係）及び住所

二　第四種被保険者であつた者の氏名及び生年月日並びに基礎年金番号

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

四　還付額及び還付理由

第八十八条の二第二項及び第三項、第八十八条の三第三項並びに第八十八条の五第一項及び同項第五号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十二条を第百七条とし、第九十一条の次に次の十五条を加える。

（法第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十二条　法第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付

（法第百条の四第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十三条　法第百条の四第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　法第三十九条の二に規定する返還金債権その他保険給付の過誤払による返還金債権に係る債権の行使及び法第四十条第一項の規定により取得した損害賠償の請求権の行使

二　令第六条第二項の規定による資料の提供の求め

三　第二十九条の三第二項の規定による承認

四　第七十八条の六第五項の規定による通知

五　第七十九条の規定による通知

六　第八十条の規定による通知

七　第八十一条の規定による年金手帳の作成及び交付

八　第八十四条の規定による聴取書の作成及び読み聞かせ

九　第八十五条の規定による年金手帳の作成及び交付

十　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項の規定による確認（厚生労働大臣に対して通知する事項）

第九十四条　法第百条の四第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由

三　その他必要な事項

（法第百条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十五条　法第百条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　厚生労働大臣が法第百条の四第二項に規定する滞納処分等（以下「滞納処分等」という。）を行うこととなる旨

二　機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日

三　機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた年金事務所の名称

四　当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所

五　当該滞納処分等の対象となる者の事業所の名称及び所在地

六　当該滞納処分等の根拠となる法令

七　滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額

八　その他必要な事項

（法第百条の四第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）

第九十六条　法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

2　法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行つている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項